

令和 8 年度 市民税・県民税申告書の書き方

申告する所得及び控除は前年中（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の1年間の分です。

◎静岡市ホームページの「申告書作成システム」により、ご自宅のパソコン等を利用して申告書の作成ができます。



記載例 令和 8 年度 市民税・県民税申告書

申告書作成システム▶

1月1日 現在の住所	静岡市葵区追手町5番1号				
現住所	同上		個人番号 (マイナンバー)	9999999999999999	
フリガナ	シズ オカ イチ ロウ		生年月日	大・昭・平・令 38年6月11日	
氏名	静岡市郎		職業	屋号	
			電話	054 - 254 - 2111	
所得 金額 (所得控除)	区分	収入金額	必要経費	専従者控除額等	所得金額
	事業 営業等	円	円	円	① 円
	農業	4,321,000 円	1,234,500 円	円	② 3,086,500 円
	不動産	円	円	円	④ 円
	利子	円	円	円	⑤ 円
	配当	円	円	円	⑧ 円
	給与	⑩ 800,000 円	区分2 所得金額調整控除 100,000 円	特定支出 円	⑪ 50,000 円
	公的年金等	⑫ 876,540 円	※の金額は「申告書の書き方」を参照してください。	※公的年金等の所得 円	(雑合計) 円
	雑業務	円	円	業務に係る雑所得 円	②⑧ 276,540 円
	その他	円	円	その他雑所得 円	円
総合譲渡・一時	円	円	特別控除後の金額 円	⑭ 円	
合計	上記の各所得金額の合計			⑳ 3,413,040 円	

代理人氏名(名称)

住所 続柄(所在地)

電話 -
※静岡市処理欄(記入しないでください。)
月更正 F 済
処理日 年 月 日
月 期より
担当

所得 から 差し 引か れる 金 額 (所得 控除)	社会保険料控除	種類 国民健康保険	支払保険料 234,000 円	種類 国民年金	支払保険料 163,370 円	種類 介護保険	支払保険料 円	控除額 ④③ 410,870 円
	小規模企業共済等掛金控除	源泉徴収分	13,500 円	後期高齢医療	円			④④ 円
	生命保険料控除	種類 新生命保険	支払保険料 180,000 円	種類 新個人年金	支払保険料 120,000 円	種類 介護医療保険	支払保険料 80,000 円	④⑤ 70,000 円
		旧生命保険	円	旧個人年金	円		円	円
	地震保険料控除	地震保険	24,000 円	旧長期損害保険	18,000 円		円	④⑦ 22,000 円
	本人該当控除	2 寡婦 (死別・離別・不明・未帰還)	1 ひとり親		5 勤労学生 (学校名)		0,000 円	
	障害者控除	氏名 静岡 清市	身体・精神・その他等級 2 級	同居別居	氏名	身体・精神・その他等級 級	同居別居	530,000 円
	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名 静岡 花子	生年月日 明・大・昭・平 44・8・3	居住 同居別居	個人番号 8888888888888	□同一生計配偶者 (控除対象配偶者を除く。)		(配偶者控除) 330,000 円
					配偶者の 合計所得金額 ⑤③ 円		(配偶者特別控除) 0,000 円	
		氏名 静岡 清市 父	続柄 明・大・昭・平 8・11・12	居住 同居別居	控除額 45 万円	個人番号 7777777777777	特親区分	扶養合計 780,000 円
	静岡 駿河 子	明・大・昭・平 4・5・27	同居別居	33 万円	6666666666666		円	
	静岡 太郎 子	明・大・昭・平 16・9・28	同居別居	31 万円	4444444444444	5	(特親合計) 円	
	静岡 葵 孫	明・大・昭・平 30・11・4	同居別居	0 万円	5555555555555		④④ 310,000 円	
		明・大・昭・平 ・	同居別居	万円			円	

給与所得及び公的年金等に係る 所得以外の納税方法の選択	☐ 特別徴収 (給与から差引き)	☒ 普通徴収 (自分で納付)
希望する□にレ点をつけてください。		
※この下の欄は、記入しないでください。		
給与所得及び公的年金等に係る所得以外の 納税方法の選択		
給与所得者で、給与所得及び公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税の納税方法について、給与から差し引かれる方法を希望する人は「□特別徴収」、個人で納付する方法を希望する人は「□普通徴収」の□にレ点をつけてください。		
155		
備考		

扶養控除・ 16歳未満の 扶養親族	あなたが、扶養親族を有する場合には、扶養控除（16歳未満を除く。）が受けられます。扶養親族とは、あなたと生計を一にする親族（事業専従者を除く。）のうち、前年の合計所得金額が58万円以下の方をいいます。										
	一般扶養控除	控除額 33万円	あなたが扶養している方で下記以外の方								
	特定扶養控除	控除額 45万円	平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた方								
	老人扶養控除	控除額 38万円	昭和31年1月1日以前に生まれた方								
	同居老親等	控除額 45万円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者との同居を常況としている直系尊属の方								
16歳未満の扶養親族		平成22年1月2日以降に生まれた方※扶養控除はありませんが、扶養親族の人数には算入します。									
※国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合、「親族関係書類」や「送金関係書類」等が必要となります。詳しくは、静岡市ホームページを参照いただくか、各担当係にお問い合わせください。											
特定親族 特別控除	あなたが、特定親族を有する場合には、その特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除を受けられます。 ※令和8年度から新しく創設された控除です。 ※「特定親族」とは、あなたと生計を一にする年齢19歳以上23歳未満（平成15年1月2日から平成19年1月1日までの間に生まれた人）の親族（配偶者及び事業専従者を除く。）で、合計所得金額が58万円超123万円以下である人をいいます。 ◎特定親族特別控除の控除額										
		特定親族の合計所得金額									
		58～85万円	～90万円	～95万円	～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～123万円	
	控除額	45万円				41万円	31万円	21万円	11万円	6万円	3万円
	特親区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
雑損控除	前年中にあなたや、あなたと生計を一にする配偶者や親族(前年の総所得金額等が58万円以下の方)が、災害や盗難、横領により住宅や家財等に損害を受けた場合、次のア、いずれか多い方の金額										
	雑損控除額 ＝ ア（損害金額(災害等関連支出の金額を含む)－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等 × 0.1 イ（災害関連支出の金額－保険金等で補てんされる金額)－5万円										
	★証明書、領収書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの										
医療費控除	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために病院や診療所等の医療費、介護保険制度に基づく指定介護老人福祉施設の施設サービスや居宅サービスの対価、医薬品の購入代、看護師や助産師等への支払い又は通院に要した費用などをあなたが支払った場合、以下の計算式で求めた金額										
	$\text{医療費控除額（限度額200万円）} = \left(\text{前年中の医療費支払額} - \text{保険金等で補てんされる(見込)金額} \right) - \left(\text{総所得金額等} \times 5\% \text{（1円未満の端数切り捨て）と} 10\text{万円とのいずれか少ない金額} \right)$										
	※「医療費控除の特例」との重複適用はできません。 ※介護保険制度に基づくサービスのうち、医療費控除の対象になる金額は、利用施設の領収書をご確認ください。 ★医療費控除の明細書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの										
医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族のために購入した「スイッチOTC医薬品」をあなたが支払った場合以下の計算式で求めた金額										
	$\text{医療費控除の特例額（限度額8万8千円）} = \left(\text{前年中に購入したスイッチOTC医薬品の総額} - \text{保険金等で補てんされる(見込)金額} \right) - 1\text{万2千円}$										
	※「医療費控除」との重複適用はできません。 ※本控除を適用するにあたり、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組（特定健康診査、特定保健指導、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれか1つ）を行っている必要があります。 ★セルフメディケーション税制の明細書及び保険金等で補てんされる金額のわかるもの										
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超						
	控除額	43万円	29万円	15万円	適用されない						
寄附金に関する事項	前年中に次に掲げる寄附金をあなたが支払った場合、それぞれの合計額 ア、都道府県、市町村又は特別区に対するもの（ふるさと納税等） ※5団体を超える自治体にふるさと納税を行った方や、確定申告又は市民税・県民税の申告を行う方は、 ワンストップ特例制度の適用を受けることができます 。確定申告等において、寄附金に関する事項を忘れずにご申告ください。 ※被災地の県や市町村へ直接寄附した場合のほか、日本赤十字社や中央共同募金会などに災害義援金として寄附した場合は、上記アに該当します。 イ、静岡県共同募金会又は日本赤十字社静岡県支部に対するもの ウ、静岡県又は静岡市の条例により指定している団体等に対するもの（指定団体は静岡市ホームページ参照）										
	★寄附金受領証明書等										

●均等割、所得割どちらも課税されない方 ①生活保護法による生活扶助を受けている方 ②未成年者（平成20年1月3日以降生まれ）、寡婦、ひとり親、障害者に該当し、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③前年の合計所得金額が、次の金額以下の方 （ア）415,000円 （イ）同一生計配偶者、扶養親族がある場合 315,000円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋100,000円＋189,000円	●事業税について（申告書裏面） 【事業税の非課税所得】 ①林業、鉱物の採掘、②社会保険診療報酬などの事業から生じる所得は課税されません。 【損益通算の特例適用前の不動産所得】 不動産所得の赤字の内、土地等の取得に要した負債の利子部分の金額を記入してください。 【事業用資産の譲渡損失】 機械装置、車両運搬具等の事業用資産（土地・建物等を除く。）の使用を停止して1年以内の譲渡損失は、控除が受けられます。 【被災事業用の資産の損失】 事業所得から控除できない被災事業用資産の損失額は翌3年間に繰り越して控除できます。 【令和7年間廃業年月日】 令和7年中に開業又は廃業された方はその日付と開廃業の別を記入してください。 【事業所所在地】 静岡県外に事業所がある方はその所在地を記入してください。 ＊個人の事業税は個人の行う特定の事業に対する都道府県が課税する税金です。詳しくは、静岡県静岡財務事務所（054-286-9161）へお問い合わせください。
●所得割が課税されない方（均等割は課税されます。） ①所得控除の合計が、総所得金額等を上回る方 ②前年の総所得金額等が、次の金額以下の方 （ア）450,000円 （イ）同一生計配偶者、扶養親族がある場合 350,000円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋100,000円＋320,000円	

お問い合わせ先	【葵 区にお住まいの方】	市民税課	普通徴収第1係	電話（054）221－1041
	【駿河区にお住まいの方】	市民税課	普通徴収第2係	電話（054）221－1542
	【清水区にお住まいの方】	清水市税事務所	市民税係	電話（054）354－2072

1

所得金額について

★は必要なもの

事業所得	営業等	販売業、製造業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、画家や私塾など、農業以外の事業から生ずる所得 ※家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例 事業所得及び雑所得の計算上、必要経費について合計金額65万円に満たないときは、合計金額65万円を上限として必要経費に算入します（給与収入がある場合は、給与所得控除を含めて65万円を上限とします。）。 なお、この特例の適用の対象となるのは、家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人又は特定の者に対して継続的に人的役務の提供を行なうことを業務とする者で、事業所得又は雑所得を有する者です。	★収支内訳書 等				
	農業	農産物の生産、果樹の栽培、農家が兼営する家畜などの飼育や酪農品の生産などによる事業から生ずる所得					
不動産所得		土地・建物などを賃貸することにより生ずる所得（地代、家賃、貸間代、駐車料や権利金など）					
利子所得		預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託の収益の分配に係る所得 （所得税において源泉分離課税の対象となる利子等については、申告する必要はありません。）					
配当所得		法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、出資に対する剰余金の分配、基金利息並びに投資信託（公社債投資信託を除く。）及び特定目的信託の収益の分配に係る所得 ※申告書裏面の「配当所得に関する事項」の欄にも記入してください。					
給与所得	俸給、給与、賞与などの所得。日雇いなどで給与の明細のない方は、申告書裏面の「給与支払証明書」に事業所で証明を受けるか、月別表を利用して年収を算出してください。給与所得の求め方は下記の表、所得金額調整控除の求め方は下記の項目を参照してください。		★源泉徴収票 等				
	給与所得の速算表 ※収入金額が650,999円以下の場合は0円						
	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額				
	651,000円～1,899,999円		給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額				
	1,900,000円～3,599,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って	「A×2.8－80,000円」で求めた金額				
	3,600,000円～6,599,999円	千円未満の端数を切り捨て（算出金額：A）	「A×3.2－440,000円」で求めた金額				
	6,600,000円～8,499,999円	「収入金額×0.9－1,100,000円」で求めた金額					
	8,500,000円以上	「収入金額－1,950,000円」で求めた金額					
雑所得	公的年金等	年金、恩給などの所得。公的年金等に係る雑所得の求め方は下記の表を参照してください。		★源泉徴収票 等			
		公的年金等に係る雑所得の速算表					
		受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等の所得	受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計(A)	公的年金等の所得
		65歳以上の人 (昭和36.1.1以前生)	330万円未満	(A)－110万円	65歳未満の人 (昭和36.1.2以後生)	130万円未満	(A)－60万円
			330万円以上410万円未満	(A)×75%－27万5千円		130万円以上410万円未満	(A)×75%－27万5千円
			410万円以上770万円未満	(A)×85%－68万5千円		410万円以上770万円未満	(A)×85%－68万5千円
	770万円以上1,000万円未満		(A)×95%－145万5千円	770万円以上1,000万円未満		(A)×95%－145万5千円	
	1,000万円以上		(A)－195万5千円	1,000万円以上		(A)－195万5千円	
	※公的年金等の雑所得以外の所得の合計金額が1,000万円超2,000万円以下の場合是一律10万円を、2,000万円超の場合には一律20万円を控除額から引き下げます。						
	業 務	原稿料、講演料又はネットオークションなどの個人取引や食料品の配達などの副収入による所得		★収入・経費がわかる資料 (支払調書、個人年金支払通知書等)			
そ の 他	生命保険の年金（個人年金）、互助年金など公的年金等や業務に係る雑所得以外の所得						
総合譲渡所得及び一時所得については、各担当係におたずねください。							
分離短期譲渡、分離長期譲渡、株式譲渡、分離課税の上場株式等の配当等、先物取引、山林、退職等の所得については各担当係におたずねください。							

所得金額調整控除	①給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかの要件を満たす場合は、給与所得の金額から、下記計算方式で計算した金額を控除します。※1円未満の端数切り上げ ア、本人が特別障害者に該当するもの イ、年齢23歳未満の扶養親族を有するもの ウ、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有するもの 所得金額調整控除＝（給与等の収入金額(※)－850万円）×10% (※)1,000万円を超える場合は、1,000万円 ②給与所得及び公的年金等に係る雑所得の両方があり、その所得の合計額が10万円を超える場合は、給与所得の金額から下記計算方式で計算した金額を控除します。 所得金額調整控除＝（給与所得(※)＋公的年金等に係る雑所得(※)）－10万円 (※)10万円を超える場合は10万円 ①に該当する場合、区分欄：1、②に該当する場合、区分欄：2、①・②両方に該当する場合、区分欄：3と記入します。	
	専従者控除（申告書裏面）	あなたと生計を一にする配偶者又は15歳以上の（平成23年1月1日以前に生まれた）親族で、その年を通じて6月を超える期間あなたの事業に専ら従事していた方について、次の額を控除することができます。 ア、配偶者の場合は86万円、その他1人について50万円 イ、（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（専従者数＋1） ※アとイのうち、いずれか少ない金額を控除額とします。

2

所得から差し引かれる金額について

★は必要なもの

社会保険料控除	前年中にあなたが給与等から差し引かれた社会保険料又はあなたやあなたと生計を一にする配偶者や親族が負担すべき国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療制度の保険料をあなたが支払った場合、その合計額 ※控除の対象となる社会保険料は、本人が支払ったものに限られますので、生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料や後期高齢者医療制度の保険料等は、その親族自身の社会保険料控除の対象となります。
	★支払額のわかる資料、源泉徴収票、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
	小規模企業共済等掛金控除

生命保険料控除	前年中に受取人があなたやあなたの配偶者や親族となっている生命保険契約等、個人年金保険契約等及び介護医療保険契約等に基づく生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料をあなたが支払った場合、下記の表の契約区分により、それぞれの計算式に基づき算出した金額（配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引いて計算します。）															
	※控除の対象となる保険料は、保険契約等の内容や契約締結日などによって右表のように区分されます。生命保険会社等が発行した証明書類などで、各保険料の区分を確認し、市民税・県民税申告書の所定の欄に記入してください。				契約区分		旧契約		新契約							
					契約締結日		平成23年12月31日以前		平成24年1月1日以降							
					一般の生命保険料		旧生命保険料		新生命保険料							
					個人年金保険料		旧個人年金保険料		新個人年金保険料							
					介護医療保険料		－		介護医療保険料							
	----- 控除限度額《70,000円》-----															
	[新契約] $\left(\begin{array}{c} \text{一般の生命保険料支払額から算出した金額} \\ \text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{個人年金保険料支払額から算出した金額} \\ \text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{介護医療保険料支払額から算出した金額} \\ \text{円} \end{array} \right)$				[旧契約] $\left(\begin{array}{c} \text{一般の生命保険料支払額から算出した金額} \\ \text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{個人年金保険料支払額から算出した金額} \\ \text{円} \end{array} \right)$ ※1 ※2 新契約と旧契約の両方について控除の適用を受ける場合、28,000円を限度とします。											
	※1				※2											
	新契約				支払金額(A)		控除額 ※1円未満の端数切り上げ		旧契約		支払金額(B)		控除額 ※1円未満の端数切り上げ			
				12,000円以下		(A)の全額				15,000円以下		(B)の全額				
				12,001円～32,000円		(A)×0.5＋6,000円				15,001円～40,000円		(B)×0.5＋7,500円				
				32,001円～56,000円		(A)×0.25＋14,000円				40,001円～70,000円		(B)×0.25＋17,500円				
				56,001円以上		一律28,000円				70,001円以上		一律35,000円				
★支払額証明書（控除証明書）																
地震保険料控除	前年中に一定の地震保険契約及び平成18年12月31日までに締結された長期損害保険契約に基づく保険料をあなたが支払った場合、それぞれの計算式に基づき算出した金額（配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引いて計算します。） ※ある一つの保険契約がいずれにも該当する場合、いずれか一つの契約のみに該当するものとして計算します。 $\text{地震保険料控除額} = \left(\begin{array}{c} \text{地震保険料支払額から算出した金額} \\ \text{円} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{旧長期損害保険料支払額から算出した金額} \\ \text{円} \end{array} \right)$ ○地震保険契約に係るもの ○長期損害保険契約に係るもの(満期返戻金があり保険期間10年以上のもの)															
	支払金額(A)				控除額 ※1円未満の端数切り上げ				支払金額(B)				控除額 ※1円未満の端数切り上げ			
	全 額				(A)×0.5 (上限25,000円)				5,000円以下				(B)の全額			
									5,001円～15,000円				(B)×0.5＋2,500円			
									15,001円以上				一律10,000円			
★支払額証明書（控除証明書）																
本人該当除	あなた自身が該当する場合、適用されます。															
	寡 婦	控除額 26万円	次に掲げる要件に当てはまる者で、ひとり親に該当しない方 (1)夫と離婚した後婚姻をしていない者で（子以外の）扶養親族を有し、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。 (2)夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死が明らかでない一定の者のうち、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。													
	ひとり親	控除額 30万円	婚姻歴の有無や性別に関わらず、前年の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子があり、前年の合計所得金額が500万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない方													
	勤労学生	控除額 26万円	大学、高等学校の学生又は生徒で、前年の合計所得金額が85万円以下（自己の勤労によらない所得が10万円以下）の方 ★学生証又は学校等から交付される在学証明書													
障害者控除	あなたや同一生計配偶者又は扶養親族として申告している方が障害者である場合、適用されます。															
	障 害 者	控除額 26万円	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方等													
	特別障害者	控除額 30万円	障害者のうち、身体障害者手帳1、2級、精神障害者保健福祉手帳1級、重度の知的障害者の方等													
	同居特別障害者	控除額 53万円	特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている方													
★障害者手帳又は証明書																
配偶者控除・配偶者特別控除	あなたに生計を一にする配偶者があり、次に掲げる要件を満たす場合、あなたとあなたの配偶者のそれぞれの前年の合計所得金額に応じて一定の控除が受けられます。 (1)あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 (2)配偶者が、次の要件すべてに当てはまること。 ア、民法の規定による配偶者であること（内縁関係の人は該当しません。） イ、控除を受ける方と生計を一にしていること。 ウ、事業専従者（青色・白色）でないこと。 エ、他の人の扶養親族となっていないこと。															
	○配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額 ※老人控除対象配偶者は昭和31年1月1日以前に生まれた方															
	あ 合 計 所 得 金 額		配偶者の合計所得金額													
			配偶者控除		配偶者特別控除											
			～58万円		～100万円	～105万円	～110万円	～115万円	～120万円	～125万円	～130万円	～133万円	133万円超			
			一般	老人※												
	～900万円	33万円	38万円	33万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	適用されない				
	～950万円	22万円	26万円	22万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円					
	～1000万円	11万円	13万円	11万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円					
	1000万円超		適用されない													
あなたと生計を一にする配偶者（事業専従者を除く。）で前年の合計所得金額が58万円以下の方を 同一生計配偶者 といいます。あなたの前年の合計所得金額が1,000万円超であり、配偶者控除が受けられない場合で、同一生計配偶者がいる場合は、氏名、生年月日等を記入し「□ 同一生計配偶者」の□にレ点をつけてください。																